

JICA 環境社会配慮ガイドライン（案）

2004 年 3 月

独立行政法人 国際協力機構

JICA

JICA 環境社会配慮ガイドライン案

序

削除：論

Ⅰ. 基本的事項

- 1.1 理念
- 1.2 目的
- 1.3 定義
- 1.4 環境社会配慮の基本方針
- 1.5 JICA の責務
- 1.6 相手国政府に求める要件
- 1.7 対象とする協力事業
- 1.8 緊急時の措置
- 1.9 普及

Ⅱ. 環境社会配慮のプロセス

- 2.1 情報の公開
- 2.2 現地ステークホルダーとの協議
- 2.3 環境社会配慮の項目
- 2.4 審査諮問機関への諮問
- 2.5 カテゴリ分類
- 2.6 参照する法令と基準
- 2.7 社会環境と人権への配慮
- 2.8 JICA の意思決定
- 2.9 ガイドラインの適切な実施と遵守の確保
- 2.10 ガイドラインの適用と見直し

Ⅲ. 環境社会配慮の手続き

- 3.1 要請確認段階(全てのスキームに共通)
- 3.2 開発調査(マスタープラン調査)
- 3.3 開発調査(フィージビリティ調査)
- 3.4 詳細設計調査
- 3.5 無償資金協力のための事前の調査
- 3.6 技術協力プロジェクト
- 3.7 フォローアップ

- 別紙 1 相手国政府に求める環境社会配慮の要件
- 別紙 2 一般に影響を及ぼしやすいセクター・特性、影響を受けやすい地域の例示
- 別紙 3 スクリーニング様式
- 別紙 4 カテゴリ A 案件のための環境影響評価報告書

序

削除：論

環境問題に対して地球上の人々の関心が高まる中で、1992 年の環境と開発に関するリオ宣言は、第 17 原則において、「環境影響評価は、環境に重大な悪影響を及ぼすかもしれず、かつ権限のある国家機関の決定に服す活動に対して、国の手段として実施されなければならない」と宣言している。

アジェンダ 21 は、その 9.12(b) で、各国政府は持続可能な開発に向けたエネルギー、環境、経済を統合した政策決定を行うための適切な方法論（特に環境影響評価を用いた方法論）の各国における開発を促進することを提案している。

世界人権宣言は、人権及び自由を尊重し確保するために、すべての人民とすべての国が達成すべき共通の基準を定めている。

ODA の実施にあたっては、1985 年に OECD が「開発援助プロジェクト及びプログラムに係る環境アセスメントに関する理事会勧告」を採択して以来、世界銀行などの多国間援助機関や主要な二国間援助機関が環境配慮のガイドライン作成と運用を行っている。

日本政府による二国間援助のうち贈与にあたる部分の技術協力と無償資金協力の調査を実施している JICA は、1988 年の第一次環境分野別援助研究会の提言に基づき、1990 年から「環境配慮ガイドライン」を導入し、環境と地域社会に影響を及ぼす開発調査の実施にあたっては、事前調査の際にスクリーニングとスコーピングを行ってきた。環境配慮ガイドラインの導入後 10 年以上が経過し、JICA 事業全体に対する環境社会配慮の基本方針の作成やガイドラインの対象範囲の拡大及び遵守を確保する体制の整備等の必要性、環境社会配慮を強化する政府の方針、情報公開等の動きに対応し、ガイドラインの見直しが必要となってきた。

以上の背景を踏まえ、JICA は、大学関係者、NGO、民間団体や関係府省の委員から構成された環境社会配慮ガイドライン改定委員会を、2002 年 12 月に設置した。2003 年 9 月までの間に公開性の高い方法で 19 回の委員会を開催し、2003 年 9 月に提言を JICA に提出した。JICA は、環境社会配慮ガイドラインフォローアップ委員会を 2003 年 11 月に設置し、提言を踏まえて作成したガイドライン案を協議するとともに、2003 年 12 月から 2004 年 2 月にかけてパブリックコメントを求めた。その後、パブリックコメントに基づいた修正と同フォローアップ委員会の協議を行い、環境社会配慮ガイドラインを 2004 年 3 月に完成した。

JICA は、本ガイドラインを開発調査事業、無償資金協力事業のための事前の調査及び技術協力プロジェクト事業に適用する。JICA は、業務方法書と中期計画に本ガイドラインを指針として業務運営を行う旨を規定した。JICA は、協力事業を通じて相手国政府に対して適切な環境社会配慮の実施を促すとともに、相手国政府に対して 環境社会配慮の支援と確認を本ガイドラインに従い適切に実施する。

書式変更：インデント：最初の行：1 字

削除： JICA は、日本政府による二国間援助のうち贈与にあたる部分の技術協力と無償資金協力の調査を実施しています。

挿入： JICA は、日本政府による二国間援助のうち贈与にあたる部分の技術協力と無償資金協力の調査を実施しています。

削除：

削除：

削除：JICA は、1990 年から環境配慮ガイドラインを導入し、環境と地域社会に影響を及ぼす事業を対象に、開発調査の事前調査に当たって、スクリーニングとスコーピングを行ってきた。一方、

削除：は

削除：され、

削除：その

削除：に対し

削除：1

削除：を行い、

削除：JICA は、

I. 基本的事項

1.1 理念

日本の政府開発援助大綱は、社会的弱者の状況、開発途上国内における貧富の格差及び地域格差を考慮するとともに、ODAの実施が開発途上国の環境や社会に与える影響などに十分注意を払い、公平性を確保することを定めている。

政府開発援助のうち技術協力を担う JICA が、相手国が主体的に取り組む「持続可能な開発」に果たす役割はきわめて重要である。持続可能な開発を実現するためには、開発に伴うさまざまな環境費用と社会費用を開発費用に内部化することと、内部化を可能とする社会と制度の枠組みが不可欠である。その内部化と制度の枠組みを作ることが、「環境社会配慮」であり、JICA は環境社会配慮を適切に行うことが求められている。

環境社会配慮を機能させるためには、民主的な意思決定が不可欠であり、意思決定を行うためには基本的人権の尊重に加えてステークホルダーの参加、情報の透明性や説明責任及び効率性が確保されることが重要である。

したがって、「環境社会配慮」は基本的人権の尊重と民主的統治システムの原理に基づき、幅広いステークホルダーの意味ある参加と意思決定プロセスの透明性を確保し、このための情報公開に努め、効率性を十分確保しつつ行わなければならない。関係政府機関は説明責任が強く求められる。あわせてその他のステークホルダーも真摯な発言を行う責任が求められる。

このような考えの下、JICA は、協力の実施にあたって環境や社会面に与える影響に配慮する。

1.2 目的

本ガイドラインは、JICA が行う環境社会配慮の責務と手続き、相手国政府に求める要件を示すことにより、相手国政府に対し、適切な環境社会配慮の実施を促すとともに、JICA が行う環境社会配慮支援・確認の適切な実施を確保することを目的とする。

1.3 定義

- 「環境社会配慮」とは、大気、水、土壌への影響、生態系及び生物相等の自然への影響、非自発的住民移転、先住民族等の人権の尊重その他の社会への影響に配慮することをいう。
- 「協力事業」とは、JICA が行う開発調査事業、無償資金協力事業のための事前の調査及び技術協力プロジェクト事業をいう。
- 「プロジェクト」とは、相手国が実施し、JICA が協力を行う対象の事業をいう。
- 「環境社会配慮調査」とは、プロジェクトが環境や地域社会に及ぼす又は及ぼすおそれのある影響について調査、予測、評価を行い、その影響を回避・低減させるための

削除：環境問題に対して地球上の人々の関心が高まる中で、1992年の環境と開発に関するリオ宣言は、第17原則において、「環境影響評価は、環境に重大な悪影響を及ぼすかもしれない、かつ権限のある国家機関の決定に服す活動に対して、国の手段として実施されなければならない」と宣言している。アジェンダ21は、その9.12(b)で、各国政府は持続可能な開発に

削除：ODAの実施にあたって、開発途上国の環境や社会面に与える

削除：ODAの実施にあたっては、1985年にOECDが「開発援助プロジ

挿入：を

削除：が

削除：採択し

削除：され

削除：て以来、世界銀行などの多国間援助機関や主要な二国間援助

挿入：し

削除：合意形成に向け協議の円滑な運営に最大限の協力が

挿入：合意形成に向け協議の円滑な運営に最大限の協力が

削除：責任を持った発言が強く

削除：著しい影響を

削除：おそれのあるプロジェクトが

削除：であろう

挿入：であろう

計画を提示することをいう。

5. 「戦略的環境アセスメント」とは、環境影響評価に対して、その上位段階の意思決定における環境アセスメントのことをいう。事業の前の計画段階やさらにその前の政策段階で行われるものがある。
6. 「環境社会配慮の支援」とは、相手国政府に対し、環境社会配慮調査の実施、対応方策の検討、ノウハウの形成、人材の育成等の協力を行うことをいう。
7. 「環境社会配慮の確認」とは、事業概要、立地環境、環境や地域社会に与える影響、環境社会配慮に関連する相手国政府の法体系の枠組み、実施体制（予算、組織、人材、経験）、情報公開や住民参加の制度的枠組み、運用状況等の各種情報を確認し、相手国政府との協議、現地調査等を行い、プロジェクトについて適切な環境社会配慮が確保されるかどうかを判断することをいう。
8. 「スクリーニング」とは、事業特性と地域特性に基づき、環境社会配慮調査の実施が必要か否かの判断を行うことをいう。本ガイドラインでは、協力事業をA・B・Cの3段階にカテゴリ分類することによりスクリーニングを行う。Aは影響が重大であるもの、BはAに比較して小さいもの、Cは影響が最小限かほとんどないものを指す。
9. 「スコーピング」とは、検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定することをいう。
10. 「現地ステークホルダー」とは、事業の影響を受ける個人や団体（不法居住者（非正規居住者）を含む）及び現地で活動しているNGOをいう。また、「ステークホルダー」とは、現地ステークホルダーを含んだ、協力事業に知見もしくは意見を有する個人や団体をいう。
11. 「審査諮問機関」とは、協力事業における環境社会配慮の支援と確認に対する助言を行う機関のことをいう。
12. 「国際約束」とは、外務省が要請を採択した後に、協力事業の実施について日本国政府と相手国政府が結ぶ約束のことをいう。
13. 「フォローアップ」とは、環境社会配慮調査の結果が相手国政府の事業実施の意思決定に反映されていることを確認することをいう。
14. 「Terms of Reference (TOR)」とは、調査を実行するための一連の管理や手続き及び技術上の必要事項を記載したものをいう。
15. 「Scope of Work (S/W)」とは、開発調査の範囲、内容、スケジュール、便宜供与、相手国実施機関とJICAの実施する事項などを協議の上規定した文書のことをいう。
16. 「Record of Discussion (R/D)」とは、技術協力プロジェクトの目的、活動、スケジュール、負担事項などをJICAが相手国実施機関と協議の上規定した文書のことをいう。
17. 「EIA レベル」とは、詳細な現地調査に基づき、代替案、環境影響の詳細な予測・評価、緩和策、モニタリング計画の検討等を実施するレベルをいう。
18. 「IEE レベル」とは、既存データなど比較的容易に入手可能な情報、必要に応じた簡易

削除：通じて

削除：事業対象地に居住する

削除：住民

削除：、協力事業に知見もしくは意見を有する

削除：、研究者、関係する政府機関（中央及び地方の機関）等

書式変更：箇条書きと段落番号

書式変更：箇条書きと段落番号

削除：の検討

な現地調査に基づき、代替案、環境影響の予測・評価、緩和策、モニタリング計画の検討等を実施するレベルをいう。

削除：く調査

19. 「連携 D/D」とは、国際協力銀行と連携し、JICA が行う円借款案件を対象とした詳細設計調査のことをいう。

20. 「基本設計調査」とは、無償資金協力案件の基本構想、基本設計、概算事業費の積算、運営維持管理体制の検証を行う調査のことをいう。

1.4 環境社会配慮の基本方針

JICA は、相手国政府の開発目的に資するプロジェクトが環境や地域社会に与える影響を回避または最小化し、受け入れることができないような影響をもたらすことがないよう、協力事業によって相手国政府による適切な環境社会配慮の確保を支援し、もって開発途上国の持続可能な開発に寄与する。

削除：を通じて

JICA は、環境社会配慮の観点から相手国政府に求める要件を本ガイドラインで明記し、相手国政府がその要件を満たすよう協力事業を通じて環境社会配慮の支援を行う。JICA は、その要件に基づき相手国政府の取り組みを適宜確認するとともに、その結果を踏まえて意思決定を行う。

要請案件の採択等に関する日本国政府の意思決定が適切になされるよう、JICA は、環境社会配慮の支援と確認の結果及び協力事業の方針に関して外務省に提言を行う。

JICA は、以下の 7 項目が特に重要であると認識している。

(重要事項 1:幅広い影響を配慮の対象とする)

JICA は、環境及び社会面の幅広い影響を環境社会配慮の項目とする。

(重要事項 2:早期段階から環境社会配慮を実施する)

JICA は、マスタープラン等においては、戦略的環境アセスメントの考え方を導入し、早期段階からの広範な環境社会配慮がなされるよう相手国政府に働きかけるとともに、相手国の取り組みを支援する。その際、複数の代替案の検討を盛り込むよう努める。

(重要事項 3:協力事業完了以降にフォローアップを行う)

JICA は、協力事業の完了以降においても、必要に応じて一定期間、環境社会配慮が確実に実施されるよう相手国政府に対して働きかけを行う。また、必要な場合は別途の協力事業により支援を行う。

(重要事項 4:協力事業の実施において説明責任を果たす)

JICA は、協力事業の実施において説明責任と透明性を確保する。

(重要事項 5:ステークホルダーの参加を求める)

JICA は、現場に即した環境社会配慮の実施と適切な合意の形成のために、ステークホルダーの意味ある参加を確保し、ステークホルダーの意見を意思決定に十分反映する。参加するステークホルダーは、真摯な発言を行う責任が求められる。

削除：事業対象地に居住する住民（不法居住者を含む）、協力事業に知見もしくは意見を有する現地で活動している NGO、研究者、関係する政府機関（中央及び地方の機関）等

削除：を持った発言を強く

(重要事項 6:情報公開を行う)

JICA は、説明責任の確保及び多様なステークホルダーの参加を確保するため、環境社会配慮に関する情報公開を、相手国政府の協力の下、積極的に行う。

(重要事項 7:JICA の実施体制を強化する)

JICA は、環境社会配慮が十分かつ効果的に達成されるよう常に留意し、その組織体制と実施能力の強化に努める。

1.5 JICA の責務

1. プロジェクトに対する環境社会配慮の主体は相手国政府であるが、JICA は、ガイドラインに沿って相手国政府が行う環境社会配慮の支援と確認を、協力事業の性質に応じて以下のとおり行う。
2. 協力事業の要請がなされた際に、要請案件における環境社会配慮の内容等について確認し、カテゴリ分類を行う。
3. プロジェクトの計画を策定する際に、相手国と共同して、環境社会配慮調査を行い報告書を作成する。カテゴリ分類は、必要に応じて見直すとともに、情報公開とステークホルダーとの協議を通じてスコーピングを行う。
4. 環境社会配慮が必要な技術協力プロジェクト事業の実施段階において、モニタリングを行う。
5. 協力事業の終了後、フォローアップを行う。
6. 協力事業の環境社会配慮調査の共同作業を通じて、相手国に対し、適切な環境社会配慮のための技術的支援を行う。
7. 相手国政府の別途の要請に応じ、当該国の手続制度に基づく環境影響評価の実施に当たって、技術的支援を行う。
8. 事業段階より上位のプランやプログラムの段階に関与する場合や、マスタープラン等の全体的な開発計画に関する協力事業においては、戦略的環境アセスメントの考え方を反映させるよう努め、早い段階からの広範な環境社会配慮の確保がなされるよう相手国政府に働きかけるとともに、その取組を支援する。
9. 支援と確認を行うにあたり説明責任と透明性を確保する。
10. JICA により派遣される専門家は、職掌の範囲内の事項については、本ガイドラインの関連部分を尊重し、相手国政府への助言や協力を行う。

1.6 相手国政府に求める要件

1. 相手国政府は、プロジェクトの計画作成とその実施の決定において、環境社会配慮調査の結果を十分考慮することが求められる。
2. JICA は、要請案件の採択の可否の検討や、協力事業における環境社会配慮の支援と確認を行うに際して、別紙 1 に示す要件を相手国政府に求め確認する。
3. 環境影響評価において作成される各種文書や報告書(以下「環境影響評価文書」という)は、相手国の公用語又は広く使用されている言語で書かれていなければならない。また、説明に際しては、地域の人々が理解できる言語と様式による書面が作成されていなければならない。
4. 環境影響評価文書は、地域住民等も含め、相手国において公開されており、地域住民等の現地ステークホルダーがいつでも閲覧可能であり、また、コピーの取得が認められていることが要求される。

1.7 対象とする協力事業

JICA が行う開発調査事業、無償資金協力事業のための事前の調査、技術協力プロジェクト事業を対象とする。また、以上のスキーム以外の調査を行う場合は、その目的に応じて必要な範囲において本ガイドラインの関連部分を尊重する。

書式変更：フォント：(英) MS ゴシック, (日) MS ゴシック

1.8 緊急時の措置

緊急を要する場合とは、自然災害の復旧や紛争後の復旧支援などで、緊急性が高くガイドラインに従った環境社会配慮の手続きを実施する時間がないことが明らかな場合をいう。
JICA は、早期の段階においてカテゴリ分類、緊急の判断と実施する手続きを審査諮問機関に諮問する。また、審査諮問機関の検討結果と協力事業の結果を情報公開する。

書式変更：フォント：(英) MS ゴシック, (日) MS ゴシック

削除：JICA は、

削除：(

削除：・復興

削除：) の環境社会配慮に関し、

削除：その方針や計画

書式変更：フォント：(英) MS ゴシック, (日) MS ゴシック

削除：や

挿入：や

削除：を

削除：し

1.9 普及

JICA は、ガイドラインのホームページへの掲載、相手国政府や関係府省及び関係機関に本ガイドラインの説明を行い、その理解を求める。

II. 環境社会配慮のプロセス

2.1 情報の公開

- プロジェクトの環境社会配慮に係る情報公開は、相手国政府が主体的に行うことを原則とし、JICA は、協力事業によって相手国政府を支援する。
- JICA は、環境社会配慮に関し重要な情報を協力事業の主要な段階で、本ガイドラインに則って適切な方法で自ら情報公開する。
- JICA は、協力事業の初期段階において、情報公開が確実に行われることを担保するための枠組みについて、相手国政府と協議し合意する。
- 公開すべき環境社会配慮に関する情報には、協力事業本体に関する情報を含む。
- JICA は、公開を行う情報のほか、第三者に対し、求めに応じて可能な範囲で環境社会配慮に関する情報の提供を行う。
- JICA は、プロジェクトの環境社会配慮に関する情報が現地ステークホルダーに対して公開・提供されるよう、相手国政府に対して積極的に働きかける。
- JICA が相手国政府と共同で現地ステークホルダーとの協議を行う場合においては、事前に十分な時間的余裕を持って情報公開を行う。
- JICA は、情報公開をウェブサイト上で日本語及び英語により行うとともに、関連する報告書をJICA 図書館、現地事務所において閲覧に供する。
- JICA は、ウェブサイト上での公開に合わせて、相手国の公用語又は広く使用されている言語と地域の人々が理解できる様式による資料を相手国政府と共同で作成し、積極的に情報公開を行う。

削除：相手国政府が、プロジェクトの環境社会配慮に関する情報公開を

削除：を通じて

削除：の

削除：情報公開は、

削除：等

2.2 現地ステークホルダーとの協議

- より現場に即した環境社会配慮の実施と適切な合意形成に資するため、合理的な範囲内でできるだけ幅広く、現地ステークホルダーとの協議を相手国政府が主体的に行うことを原則とし、JICA は協力事業によって相手国政府を支援する。
- JICA は、協力事業の初期段階において、現地ステークホルダーとの協議を行うための枠組みについて、相手国政府と協議し合意する。
- JICA は、意味ある協議とするために、プロジェクトの影響を直接受けると想定される住民に対して特に留意しつつ協議を行う旨を、相手国政府と共同で事前の広報により周知する。
- JICA は、カテゴリ A については、開発ニーズの把握、環境社会面での問題の所在の把握及び代替案の検討について早い段階から相手国政府と共同で現地ステークホルダーとの協議を行う。少なくともスコーピング時、環境社会配慮の概要検討時及び協力事業の最終報告書案が作成された段階において一連の協議を行う。
- JICA は、カテゴリ B についても、必要に応じ、相手国政府と共同で現地ステークホル

削除：JICA は、

削除：及び

書式変更：箇条書きと段落番号

書式変更：フォントの色：黒

書式変更：箇条書きと段落番号

ダーとの協議を行う。

6. 協議を行った場合は、JICA は、相手国政府と共同で協議記録を作成する。

2.3 環境社会配慮の項目

1. 環境社会配慮の項目は、大気、水、土壌、廃棄物、事故、水利用、地球温暖化、生態系及び生物相等を通じた、人間の健康と安全及び自然環境（越境または地球規模の環境影響を含む。）並びに非自発的住民移転等人口移動、雇用や生計手段等の地域経済、土地利用や地域資源利用、社会関係資本や地域の意思決定機関等社会組織、既存の社会インフラや社会サービス、貧困層や先住民族など社会的に脆弱なグループ、被害と便益の分配や開発プロセスにおける公平性、ジェンダー、子どもの権利、文化遺産、地域における利害の対立、HIV/AIDS 等の感染症を含む。
2. 調査・検討すべき影響は、プロジェクトの直接的、即時的な影響のみならず、合理的と考えられる範囲内で、派生的・二次的な影響、累積的影響も含む。また、プロジェクトのライフサイクルにわたる影響を考慮する。
3. 環境や地域社会に対する影響を事前に把握するには関連する様々な情報が必要であるが、影響のメカニズムが十分に明らかになっていないこと、利用できる情報が限られていること等の理由から、影響予測を行うことには一定の不確実性が伴う場合がある。不確実性が大きいと判断される場合には、可能な限り予防的な措置を組み込んだ環境社会配慮を検討する。

2.4 審査諮問機関への諮問

1. JICA は、協力事業における環境社会配慮の支援と確認に関する助言を得るために、必要な知見を有する外部の専門家からなる審査諮問機関を第三者的な機関として常設する。
2. 審査諮問機関は、カテゴリ A 案件とカテゴリ B 案件について、要請段階から協力事業の終了まで関与し、環境社会配慮審査室からの諮問に対応して支援の是非について答申するほか、個々の協力事業における環境社会配慮の面での助言を行う。なお、事業の特性等を勘案し必要に応じて臨時委員の参画を求める。
3. 審査諮問機関の議論は公開される。議事録は発言順に発言者名を記したものを作成し公表する。
4. 協力事業において技術的支援を受けるために設置される委員会、個々の協力事業の環境社会配慮について検討する場合においても、審査諮問機関の助言を得る。

2.5 カテゴリ分類

1. JICA は、プロジェクトを、その概要、規模、立地、当該国の環境影響評価制度の内容等を勘案して、以下に示すように環境・社会的影響の程度に応じて 3 段階のカテゴリ

分類を行う。

2. カテゴリ A：環境や社会への重大で望ましくない影響のある可能性を持つようなプロジェクトはカテゴリ A に分類される。また、影響が複雑であったり、先例がなく影響の予測が困難であるような場合、影響範囲が大きかったり影響が不可逆である場合もカテゴリ A に分類される。さらに、相手国政府等が定めた環境に関連する法令や基準等で詳細な環境影響評価の実施が必要となるプロジェクトはカテゴリ A に分類される。影響は、物理的工事が行われるサイトや施設の領域を超えた範囲に及びうる。カテゴリ A には、原則として、影響を及ぼしやすいセクターのプロジェクト、影響を及ぼしやすい特性を持つプロジェクト及び影響を受けやすい地域あるいはその近傍に立地するプロジェクトが含まれる。影響を及ぼしやすいセクター・特性や影響を受けやすい地域の例示一覧を別紙 2 に示す。
3. カテゴリ B：環境や社会への望ましくない影響が、カテゴリ A に比して小さいと考えられる協力事業はカテゴリ B に分類される。一般的に、影響はサイトそのものにしか及ばず、不可逆の影響は少なく、通常の方策で対応できると考えられる。
4. カテゴリ C：環境や社会への望ましくない影響が最小限かあるいはほとんどないと考えられる協力事業。
5. スクリーニングの後でも、協力事業の進捗に伴い配慮すべき環境社会影響が新たに判明した場合など、必要に応じてカテゴリ分類を変更する。
6. マスタープランは、協力事業の初期段階ではプロジェクトが明確でない場合が多いが、その場合でもプロジェクトを想定してカテゴリ分類を行う。その際に、派生的・二次的な影響や累積的影響を考慮に入れる。また、複数の代替案を検討する場合は、それら代替案のなかで最も重大な環境社会影響の可能性を持つ代替案のカテゴリ分類に拠るものとする。調査の進捗に伴いプロジェクトが明確になった以降は、必要に応じてカテゴリ分類を見直すものとする。
7. JICA は、相手国政府に別紙 3 のスクリーニング様式の記入を求め、その情報をカテゴリ分類の際の参考にする。

2.6 参照する法令と基準

1. JICA は、プロジェクトが環境社会配慮上の要件を満たしているかを原則として以下のように確認する。
2. JICA は、相手国及び当該地方の政府等が定めた環境や地域社会に関する法令や基準等を遵守しているか、また、環境や地域社会に関する政策や計画に沿ったものであるかを確認する。
3. JICA は、環境社会配慮等に関し、日本、国際機関、地域機関、日本以外の先進国が定めている国際基準・条約・宣言等の基準やグッドプラクティス等を参照する。相手国における環境社会配慮の法令等がそれらの基準やグッドプラクティス等と比較検討し

大きな乖離がある場合には、より適切な環境社会配慮を行うよう、相手国政府（地方政府を含む）に対話を通じて働きかけを行い、その背景、理由等を確認する。

4. JICA は、プロジェクトをとりまくガバナンスが適切な環境社会配慮がなされる上で重要であることを留意する。

5. JICA は、情報公開に関し、相手国政府と日本政府の関連する法律を踏まえる。

書式変更：箇条書きと段落番号

2.7 社会環境と人権への配慮

1. 環境社会配慮の実現は、当該国の社会的・制度的条件及び協力事業が実施される地域の実情に影響を受ける。JICA は、環境社会配慮への支援・確認を行う際には、こうした条件を十分に考慮する。特に、紛争国や紛争地域、表現の自由などの基本的自由や法的救済を受ける権利が制限されている地域における協力事業では、相手国政府の理解を得た上で情報公開や現地ステークホルダーとの協議の際に特別な配慮が求められる。
2. JICA は、協力事業の実施に当たり、国際人権規約をはじめとする国際的人権基準の原則を尊重する。この際、女性、先住民族、障害者、マイノリティなど社会的に弱い立場にあるものの人権については、特に配慮する。人権に関する国別報告書や関連機関の情報を入手するとともに協力事業の情報公開を行い人権の状況を把握し、意思決定に反映する。

削除：に確立した

2.8 JICA の意思決定

1. JICA は、プロジェクトの性質や立地環境、環境と地域社会に及ぼす影響の程度、相手国政府や事業実施主体者の環境社会配慮の実施体制及び情報公開や住民参加の措置の実施見込みについて、要請検討時に確認し、スクリーニングによるカテゴリ分類を行った上で、協力事業に関する環境社会配慮について外務省に提言を行う。提言には、必要に応じて、より上位の調査に変更することや、無償資金協力のための事前の調査から開発調査に変更することなどを含める。
2. JICA は、外務省が国際約束を締結した案件について、当初想定していなかった不適切な点が判明した場合、適切な環境社会配慮が確保されるよう協力事業に必要な措置を盛り込む。
3. このような対応を行っても、プロジェクトについて環境社会配慮が確保できないと判断する場合は、JICA は、協力事業を中止すべきことを意思決定し、外務省に提言する。「環境社会配慮が確保できないと判断する場合」として想定されるものとしては、例えば開発ニーズの把握が不適切な場合、事業化されれば緩和策を講じたとしても深刻な環境社会影響が予測される場合、深刻な環境社会影響が懸念されるにもかかわらず影響を受ける住民や関係する市民社会組織の関与がほとんどなく今後も関与する見込みがない場合、事業が行われる地域の社会的・制度的な条件を勘案すれば環境社会影響の

削除：配慮

回避や緩和策の実施に困難が予想される場合などが考えられる。

2.9 ガイドラインの適切な実施と遵守の確保

JICA は、本ガイドラインに示された方針や手続きを適切に実施し、ガイドラインの遵守を確保する。JICA はガイドラインの遵守を確保する一環として、別途定めるところにより、事業担当部局から独立した組織により本ガイドラインの不遵守に関する異議申立への対応を行う。

2.10 ガイドラインの適用と見直し

1. 本ガイドラインは、2004 年 4 月 1 日より施行し、2004 年度の要請案件から適用する。2004 年 4 月 1 日以前に要請がなされた案件については、可能な項目については本ガイドラインを適用して協力事業を実施する。ただし、異議申し立て制度については、早急に体制整備を進める。
2. 本ガイドラインの運用実態について確認を行い、その結果に基づき、本ガイドライン施行後 5 年以内に包括的な検討を行って、その結果、必要に応じて改定を行う。改定にあたっては、日本国政府、開発途上国政府、開発途上国の NGO、日本の NGO や企業、専門家等の意見を聞いた上で、透明性と説明責任を確保したプロセスで行う。
3. 本ガイドラインの運用上の課題や手法を調査研究し、ガイドラインの改定に反映させる。

Ⅲ. 環境社会配慮の手続き

3.1 要請確認段階(全てのスキームに共通)

1. 外務省に要請された案件について、JICA は、事業概要、立地環境、相手国政府の環境影響評価制度の内容等に関する情報を確認し、事業特性及び地域特性を踏まえ 1 回目のスクリーニングによるカテゴリ分類を行った上で、要請された案件の採択に関して環境社会配慮の観点から意思決定し外務省に提言を行う。
2. JICA は、カテゴリ A に分類された要請案件については、提言の作成に先立って事業実施国、実施地域、事業概要の 3 点をホームページ上で一定期間、情報公開し、環境社会配慮の観点から外部の情報や意見を収集して提言に反映する。
3. カテゴリ分類に必要な情報が不足する場合は、在外公館や JICA 事務所等を通じて、相手国政府に照会する。また、照会のみでは情報が不十分と判断される場合は、JICA は調査団等を派遣し、関係者との協議や現地踏査等を通じて環境社会配慮に関する情報を収集するとともに、速やかにその調査結果報告書の情報公開を行う。
4. 外務省が国際約束を締結した段階で、JICA は、協力事業の名称、国名、場所、概要、セクター、カテゴリ分類及びその根拠を [ウェブサイト上で](#) 情報公開する。また、カテゴリ A とカテゴリ B の協力事業については、JICA が外務省に提言した内容を [ウェブサイト上で](#) 情報公開する。

3.2 開発調査(マスタープラン調査)

3.2.1 事前調査段階

1. JICA は、1 回目のスクリーニング結果等に基づき事前調査を行う。この際、カテゴリ A 及び B の調査については必ず、カテゴリ C の調査については必要に応じて、環境社会配慮に必要な調査団員を派遣し、現地踏査を行う。
2. JICA は、要請書に記載のあった環境社会配慮関連の事項及び要請確認段階で収集した環境社会に関する情報について確認を行うとともに、関連情報の収集、現地踏査、相手国政府との協議を行う。収集した情報及び相手国政府との協議結果に基づき、2 回目のスクリーニングによるカテゴリ分類を行い、必要に応じてカテゴリ分類を変更する。
3. JICA は、カテゴリ分類に基づき予備的なスコーピングを行い、その結果に基づく環境社会配慮調査の Terms of Reference (TOR) 案を作成する。JICA は、カテゴリ A の調査については、現地踏査及びステークホルダーからの情報・意見の聞き取りを行い、その結果を TOR 案に反映させる。
4. JICA は、環境社会配慮に関して相手国政府と協議を行って、具体的な作業分担、連携、調整等の方法をまとめる。
5. JICA は、TOR 案及び環境社会配慮の実施体制についての相手国政府との協議を踏まえ、Scope of Work (S/W) 案を作成する。また、環境社会配慮調査の結果が、プロジェクト

の計画決定に適切に反映されることについて相手国政府の基本的な合意を得る。

3.2.2 S/W 署名段階

1. JICA は、相手国政府と合意できた場合、TOR 案を含む S/W に署名する。なお、合意できない場合には、署名を行わずに保留案件とする。この際、JICA として協力を実施すべきでないと判断した場合には、外務省に対して協力の中止を提言する。
2. JICA は、署名後速やかに、S/W と環境社会配慮に関連する情報を公開する。

3.2.3 本格調査段階

1. JICA は、カテゴリ A 又は B の調査については、調査団に環境社会配慮に必要な調査団員を参加させる。
2. JICA は、事前調査より広い範囲で、関連する情報の収集、現地踏査を行い、相手国政府と協議を行い、スコーピング案を作成する。
3. JICA は、カテゴリ A の調査については、スコーピング案を情報公開した上で相手国政府と共同で現地ステークホルダーと協議を行い、その結果を環境社会配慮調査の TOR に反映させる。協議の内容については、プロジェクトのニーズの把握や代替案の検討についても広く含める。カテゴリ B についても必要に応じて、スコーピング案を情報公開した上で、相手国政府と共同で現地ステークホルダーとの協議を行う。
4. TOR は、ニーズの把握、影響項目、調査方法、代替案の検討、スケジュール等を含むものとする。なお、戦略的環境アセスメントの考え方を反映させるよう努力する。
5. JICA は、TOR に従い、IEE レベルで、プロジェクトを実施しない案を含む代替案の検討を含んだ環境社会配慮調査を相手国政府と共同で行い、その結果を適宜、調査の過程で作成する各種レポートに反映する。
6. カテゴリ A の調査については、JICA は、環境社会配慮の概要検討時に、情報公開した上で相手国政府と共同で現地ステークホルダーと協議を行い、その結果を反映させる。カテゴリ B についても必要に応じて、情報公開した上で相手国政府と共同で現地ステークホルダーとの協議を行う。
7. JICA は、上記を踏まえ、環境社会配慮調査結果を反映した最終報告書案を作成し、相手国政府に説明しコメントを得る。カテゴリ A の調査については、同案を情報公開するとともに、相手国政府と共同で現地ステークホルダーと協議を行い、その結果を最終報告書に反映させる。カテゴリ B についても必要に応じて、情報公開した上で相手国政府と共同で現地ステークホルダーとの協議を行う。
8. JICA は、調査結果を反映した最終報告書を作成し、本ガイドラインを満たすことを確認した上で相手国政府に提出する。
9. JICA は、最終報告書を完成後速やかに、ウェブサイト上、JICA 図書館と現地事務所に情報公開する。

削除：う

削除：スコーピングを行い、事前調査で作成・合意した環境社会配慮調査の TOR 案を必要に応じて修正し、TOR を作成する。

削除：JICA は、TOR を相手国政府と協議の上その合意を得る。

削除：案

3.3 開発調査(フィージビリティ調査)

3.3.1 事前調査段階

1. JICA は、1 回目のスクリーニング結果等に基づき、事前調査を行う。この際、カテゴリ A 及び B の調査については必ず、カテゴリ C については必要に応じて、環境社会配慮に必要な調査団員を派遣し、現地踏査を行う。
2. JICA は、要請書に記載のあった環境社会配慮関連の事項及び要請確認段階で収集した環境社会に関する情報について確認を行うとともに、関連情報の収集、現地踏査、相手国政府との協議を行う。収集した情報及び相手国政府との協議結果に基づき、2 回目のスクリーニングによるカテゴリ分類を行い、必要に応じてカテゴリ分類を変更する。
3. JICA は、カテゴリ分類に基づき予備的スコーピングを行い、その結果に基づく環境社会配慮調査の TOR 案を作成する。JICA は、カテゴリ A の調査については、現地踏査及びステークホルダーからの情報・意見の聞き取りを行い、その結果を TOR 案に反映させる。
4. JICA は、環境社会配慮に関して相手国政府と協議を行って、具体的な作業分担、連携、調整等の方法をまとめる。
5. JICA は、TOR 案及び環境社会配慮の実施体制についての相手国政府との協議を踏まえ、S/W 案を作成する。また、環境社会配慮調査の結果が、プロジェクトの相手国政府による計画決定に適切に反映されることについて相手国政府の基本的な合意を得る。

3.3.2 S/W 署名段階

1. JICA は、相手国政府と合意できた場合、TOR 案を含む S/W に署名する。なお、合意できない場合には、署名を行わずに保留案件とする。この際、JICA として協力を実施すべきでないと判断した場合には、外務省に対して協力の中止を提言する。
2. JICA は、署名後速やかに、S/W と環境社会配慮に関連する情報を公開する。

3.3.3 本格調査段階

3.3.3.1 カテゴリ A の調査

1. JICA は、調査団に環境社会配慮に必要な調査団員を参加させる。
2. JICA は、事前調査より広い範囲で、関連する情報の収集、現地踏査を行い、相手国政府と協議を行い、スコーピング案を作成する。
3. JICA は、スコーピング案を情報公開した上で相手国政府と共同で現地ステークホルダーと協議を行い、その結果を環境社会配慮調査の TOR に反映させる。協議の内容については、協力事業のニーズの把握や代替案の検討についても広く含める。
4. TOR は、ニーズの把握、影響項目、調査方法、代替案の検討、スケジュール等を含むものとする。

削除：う

削除：スコーピングを行い、事前調査で合意した環境社会配慮調査の TOR 案を必要に応じて修正し、TOR を作成する。

削除：JICA は、TOR を相手国政府と協議の上その合意を得る。

5. JICA は、TOR に従い、EIA レベルで、環境社会配慮調査を相手国政府と共同で行い、環境社会影響を回避・軽減するための対策（影響回避が出来ない場合の補償・代償措置を含む）やモニタリング及び制度の整備を検討する。また、事業を実施しない案を含む代替案の検討を行う。環境社会配慮調査の結果は、適宜調査の過程で作成する各種レポートに反映する。
6. JICA は、環境社会配慮の概要検討時に情報公開した上で、相手国政府と共同で現地ステークホルダーと協議を行い、その結果を反映させる。
7. JICA は、環境社会配慮調査の結果を反映した最終報告書案を作成し、相手国政府に説明しコメントを得る。同案を情報公開するとともに、相手国政府と共同で現地ステークホルダーと協議を行い、その結果を最終報告書に反映させる。
8. JICA は、最終報告書を作成し、本ガイドラインを満たすことを確認した上で相手国政府に提出する。
9. JICA は、最終報告書を完成後速やかに、ウェブサイト上、JICA 図書館と現地事務所で情報公開する。

3.3.3.2 カテゴリBの調査

1. JICA は、調査団に環境社会配慮に必要な調査団員を参加させる。
2. JICA は、事前調査より広い範囲で、関連する情報の収集、現地踏査を行い、相手国政府とスコーピングを行い、環境社会配慮調査のTORを作成する。
3. TOR は、ニーズの把握、影響項目、調査方法、代替案の検討、スケジュール等を含むものとする。
4. JICA は、TOR に従い、IEE レベルで、プロジェクトを実施しない案を含む代替案の検討などの環境社会配慮調査を相手国政府と共同で行い、調査の結果を適宜調査の過程で作成する各種レポートに反映する。
5. JICA は、IEE レベルの調査結果を踏まえ、再度スクリーニングを行う。カテゴリ分類が変更されカテゴリAとされたものについては、上記「3.3.3.1」の手続きに従う。カテゴリBとされたものについては、環境社会配慮調査の結果を協力事業の最終報告書案に反映させる。カテゴリCとされたものについては、環境社会配慮の作業を終了する。
6. JICA は、上記を踏まえ、環境社会配慮調査の結果を反映した最終報告書案を作成し、相手国政府に説明してコメントを得る。その結果を最終報告書に反映させる。
7. JICA は、最終報告書を作成し、本ガイドラインを満たすことを確認した上で相手国政府に提出する。
8. JICA は必要に応じて、情報公開するとともに相手国政府と共同で現地ステークホルダーとの協議を行う。
9. JICA は、最終報告書を完成後速やかにウェブサイト上、JICA 図書館と現地事務所で情

書式変更：箇条書きと段落番号

削除：協議を行う。

JICA は、

削除：事前調査で合意した

削除：TOR 案を必要に応じて修正し、

削除：JICA は、TOR を相手国政府と協議の上その合意を得る。

報公開する。

3.4 詳細設計調査

3.4.1 連携 D/D

JICA は、JBIC との連携 D/D については、JBIC ガイドラインに基づき、通常の案件と同様の環境審査プロセスを行った案件であって、円借款を供与することが適切であると JBIC により判断されたものを対象とする。JICA は、エンジニアリング分野の実施設計調査を行うことを基本とする。

3.4.1.1 事前調査段階

1. JICA は、カテゴリ A とカテゴリ B の案件については、JBIC から環境社会配慮に関する資料を入手し、JBIC の判断の結果を確認する。
2. JICA は、相手国政府が作成した環境や社会へ与える負の影響に対する緩和策（影響の回避と軽減ができない場合の補償・代償措置を含む）、モニタリング、及び有償資金協力供与の条件となる環境社会面での対応等を実施するための具体的なスケジュール、人員・体制、予算措置などを確認する。JBIC の審査内容と異なる状況が確認された場合は、JICA は JBIC に情報を提供し対応を求める。また、相手国政府及び関係機関の意見を聴取の上、提供した情報を公開する。

3.4.1.2 S/W の署名段階

1. JICA は、相手国政府と合意できた場合、TOR 案を含む S/W に署名する。合意できない場合は署名を行わずに保留案件とする。

3.4.1.3 本格調査段階

1. JICA は、カテゴリ A とカテゴリ B の調査については、調査団に環境社会配慮に必要な団員を参加させる。
2. 調査中に JBIC の審査内容と異なる状況が確認された場合は、JICA は JBIC に情報を提供し対応を求める。また、相手国政府及び関係機関の意見を聴取の上、提供した情報を公開する。
3. JICA は、重大な影響が判明し適切な対応が困難と判断される場合は、外務省に対して調査の中止を提言する。また、相手国政府及び関係機関の意見を聴取の上、提言内容を公開する。
4. JICA は、相手国政府及び関係機関の意見を聴取の上、最終報告書を完成後速やかに、ウェブサイト上、JICA 図書館と現地事務所にて情報公開する。

削除：新たな環境社会影響が判明した

削除：入札行為に影響を及ぼさない範囲で

3.4.2 連携 D/D 以外の D/D

JBIC との連携 D/D 以外の D/D については、連携 D/D と同様な審査プロセスが必要なため 3.4.2.1 で示した資料を JBIC ガイドラインを参考に審査し、環境社会配慮が適切に行われたものを対象とする。JICA は、エンジニアリング分野の実施設計調査を行うことを基本とする。

3.4.2.1 要請確認段階

1. カテゴリ A の要請案件については、相手国政府・実施機関に対して環境影響評価報告書の提出を求める。環境影響評価報告書に記載されていない内容を別紙 4 に示す。なお、非自発的住民移転が発生する場合には住民移転に関わる計画が、先住民族に影響を与える場合は先住民族への影響緩和に関する計画等が添付されていない。
2. カテゴリ B の要請案件については、環境影響評価が実施されていれば相手国政府・実施機関に対して同報告書の提出を求める。実施されていない場合は、環境社会配慮に関する他の調査報告書や情報の提供を求める。
3. JICA は、カテゴリ A 又は B の要請案件については、環境影響評価報告書、相手国政府等の環境許認可証明書、住民移転に関わる計画書、先住民族への影響緩和に関する計画書等相手国政府・実施機関から入手した環境社会配慮に関する主要な文書を、相手国政府と関係機関の意見を聴取の上、入手後速やかに公開する。
4. JICA は、要請案件が JBIC ガイドラインを参考に、適切ではないと判断した場合は、案件の不採択又は開発調査など別のスキームを使った環境社会配慮調査の実施を外務省に提言する。

削除：に基づき

3.4.2.2 事前調査段階

1. JICA は、相手国政府が作成した環境や社会へ与える負の影響を回避・軽減するための緩和策（影響の回避が出来ない場合の代償措置を含む）、モニタリング、及び制度の整備等を実施するための具体的なスケジュール、人員・体制、予算措置などが適切に確保されているか確認する。適切に確保されていない場合は改善を求める。改善がなされない場合は、協力事業の中止を外務省に提言する。
2. カテゴリ A 又は B の調査については、環境社会配慮に必要な調査団員を派遣し、現地踏査及びステークホルダーからの情報・意見の聞き取りを行う。
3. JICA は、環境社会配慮に関して相手国政府と協議を行って、具体的な作業分担、連携、調整等の方法をまとめる。
4. JICA は、TOR 案及び環境社会配慮の実施体制についての相手国政府との協議を踏まえ、S/W 案を作成する。

3.4.2.3 S/W の署名段階

1. 環境や社会へ与える負の影響を回避・軽減するための緩和策（影響の回避が出来ない場合の代償措置を含む）、モニタリング、制度の整備などを適切に実施するために相手国政府と JICA が行う事項を S/W に盛り込む。また、協力の期間中に新たな負の影響が判明した場合の対応を S/W に盛り込む。
2. JICA は、相手国政府と合意できた場合、TOR 案を含む S/W に署名する。S/W の内容に合意できない場合は署名を行わずに保留案件とする。この際、JICA として協力を実施すべきでないと判断した場合には、外務省に対して協力の中止を提言する。
3. JICA は、署名後速やかに、相手国政府及び関係機関の意見を聴取の上、S/W と環境社会配慮に関する情報を公開する。

書式変更：インデント：ぶ
ら下げインデント：1.82 字、
左 0.01 字、最初の行：
-1.82 字

3.4.2.4 本格調査段階

1. JICA は、S/W での合意に基づき、環境社会影響を回避・軽減・代償する緩和策、モニタリング計画と制度の整備の詳細を作成するために必要な支援を行う。
2. 調査中に判明した新たな環境社会影響については、軽微なものであれば相手国政府やステークホルダーなどと協議して、適切な対応策を検討する。
3. JICA は、重大な影響が判明し適切な対応が困難と判断される場合は、外務省に対して調査の中止を提言する。
4. JICA は、環境社会配慮面での調査や支援の内容を含んだ調査の最終報告書を作成し、相手国政府に提出する。
5. JICA は、相手国政府及び関係機関の意見を聴取の上、最終報告書を完成後速やかに、ウェブサイト上、JICA 図書館と現地事務所で情報公開する。

削除：入札行為に影響を及ぼさない範囲で

3.5 無償資金協力のための事前の調査

3.5.1 カテゴリ A の調査

1. JICA は、基本設計調査に先立ち、環境影響評価の実施状況及びその内容、本ガイドラインを満たす環境影響評価がなされているか否か等について予備調査等を通じ確認する。JICA は、その結果を速やかにウェブサイトで情報公開する。
2. JICA は、環境影響評価が実施されている場合又は本ガイドラインに基づいて開発調査がなされている場合であって、改めて環境社会配慮調査を行う必要のない場合、基本設計調査(B/D)を行う。環境影響評価等の結果及び予備調査等の結果を B/D に反映する。JICA は、基本設計報告書を完成後速やかにウェブサイト、JICA 図書館と現地事務所での情報公開する。
3. JICA は、環境影響評価が十分に実施されていない場合など、改めて環境社会配慮調査を行う必要がある場合は、開発調査等のスキームを用いて本ガイドラインの 3.3 を踏まえて必要な環境社会配慮調査を行うことや協力の中止を含めた対策を外務省に提言する。

3.5.2 カテゴリBの調査

1. JICA は、環境影響評価等の実施状況及びその内容、本ガイドラインを満たす環境影響評価等がなされているか否か等について予備調査等を通じ、改めて環境社会配慮調査を行う必要があるか否かを確認する。JICA は、その結果を速やかにウェブサイトで情報公開する。
2. JICA は、環境影響評価等が実施されている場合又は本ガイドラインに基づいて開発調査がなされている場合であって、改めて環境社会配慮調査を行う必要のない場合は、B/Dを行う。環境影響評価等の結果はB/Dに反映する。JICA は、基本設計報告書を完成後速やかにウェブサイト上、JICA 図書館と現地事務所で情報公開する。
3. JICA は、環境影響評価等が実施されていない場合など、環境社会配慮調査が必要な場合、環境社会配慮に必要な調査団員を派遣するなど、予備調査等にて環境社会配慮調査のスコーピングを行う。具体的には、ニーズの把握、影響項目、調査方法、プロジェクトを実施しない案を含む代替案の検討、スケジュール等を内容とする環境社会配慮調査のTORを作成し、相手国政府と協議の上その合意を得る。
4. JICA は、TORに従い、IEE レベルの環境社会配慮調査を行う。IEE レベルの調査が終了した段階で、2回目のスクリーニングを行う。カテゴリ分類が変更されカテゴリAとされたものについては、開発調査等のスキームを用いて本ガイドラインの 3.3 を踏まえて必要な環境社会配慮調査を行うことや協力の中止を含めた対応策を外務省に提言する。再度カテゴリBとされたものについては、環境社会配慮調査の結果を B/D に反映させ、基本設計報告書を完成後速やかに情報公開する。カテゴリ分類が変更されカテゴリCとされたものについては、環境社会配慮の作業を終了する。
5. JICA は、調査結果をウェブサイト上、JICA 図書館と現地事務所で情報公開する。

3.6 技術協力プロジェクト

3.6.1 カテゴリAの技術協力プロジェクト

1. JICA は、事前調査を行い、環境社会配慮に必要な調査団員を派遣する。環境影響評価等の実施状況及びその内容、本ガイドラインを満たす環境影響評価がなされているか否か等について調査を行い、改めて環境社会配慮調査を行う必要があるか否かを確認する。JICA は、事前調査報告書を完成後速やかにウェブサイト上、JICA 図書館と現地事務所で情報公開する。
2. JICA は、環境影響評価が実施されている場合又は本ガイドラインに基づいて開発調査がなされている場合であって、改めて環境社会配慮調査を行う必要のないプロジェクトについては、必要なモニタリングや環境社会配慮に関する双方の実施項目を定めた Record of Discussion(R/D)の署名を行う。JICA は、R/D 及び環境社会配慮に関連する情報を速やかにウェブサイト上、JICA 図書館と現地事務所で公開する。

3. JICA は、環境影響評価が実施されていない場合など、改めて環境社会配慮調査を行う必要がある場合は、開発調査等のスキームを用いて必要な環境社会配慮調査を行うなど、適切な措置をとる必要がある旨を外務省に提言する。
4. JICA は、協力の実施期間中に、相手国政府が行うモニタリング結果を確認する。必要と判断する場合は、JICA が直接モニタリングを行う。JICA は、実施後速やかにモニタリング結果をウェブサイト上、JICA 図書館と現地事務所で情報公開する。
5. JICA は、協力の実施期間中に、環境社会面の影響が確認された際は、相手国政府とともに必要な対策を講じる。
6. JICA は、協力の終了後、自然や社会環境への影響が、環境影響評価や環境社会配慮調査で予測されたものであったのか、また、採用された影響緩和策の効果について評価する。JICA は、評価結果を実施後速やかにウェブサイト上、JICA 図書館と現地事務所で情報公開する。

3.6.2 カテゴリBの技術協力プロジェクト

1. JICA は、事前調査を行い、環境社会配慮に必要な調査団員を派遣する。環境影響評価等の実施状況及びその内容、本ガイドラインを満たす環境影響評価等がなされているか否か等について調査を行い、改めて環境社会配慮調査を行う必要があるか否かを確認する。JICA は、事前調査報告書を完成後速やかにウェブサイト上、JICA 図書館と現地事務所で情報公開する。
2. JICA は、環境影響評価等が実施されている場合又は本ガイドラインに基づいて開発調査がなされている場合であって、改めて環境社会配慮調査を行う必要がない場合は、必要なモニタリング項目や環境社会配慮に関する双方の実施項目を定めた R/D の署名を行う。協力は、環境影響評価等の結果を踏まえて計画され実施される。JICA は、R/D 及び環境社会配慮に関連する情報を速やかにウェブサイト上、JICA 図書館と現地事務所で公開する。
3. JICA は、協力の実施期間中に、相手国政府が行うモニタリング結果を確認する。必要と判断する場合は、JICA が直接モニタリングを行う。JICA は、実施後速やかにモニタリング結果をウェブサイト上、JICA 図書館と現地事務所で情報公開する。
4. JICA は、協力の実施期間中に、環境社会面の影響が確認された際は、相手国政府とともに必要な対策を講じる。
5. JICA は、協力の終了後、自然や社会環境への影響が、環境社会配慮調査で予想されたものであったのか、また、採用された影響緩和策の効果について評価する。JICA は、評価結果を実施後速やかにウェブサイト上、JICA 図書館と現地事務所で情報公開する。
6. JICA は、環境影響評価等が実施されていない場合など、改めて環境影響評価を行う必要がある場合は、スコーピングを行い、影響項目、調査方法、プロジェクトを実施しないことを含む代替案の検討、調査方法、スケジュール等を内容とする環境社会配慮

調査の TOR を作成し、相手国政府と協議の上その合意を得る。

7. JICA は、TOR に従い、IEE レベルの環境社会配慮調査を相手国政府と共同で行う。IEE レベルの調査が終了した段階で、2 回目のスクリーニングを行う。カテゴリ分類が変更されカテゴリ A とされたものについては、開発調査等のスキームを用いて必要な環境社会配慮調査を行うなど、適切な措置をとる必要がある旨を協力の中止を含めた対応策を外務省に提言する。カテゴリ分類が変更されカテゴリ C とされたものについては、環境社会配慮の作業を終了する。調査結果を、ウェブサイト上、JICA 図書館と現地事務所で情報公開する。
8. JICA は、再度カテゴリ B とされたものについては、調査結果を R/D に反映させる。環境社会配慮調査の結果に基づき必要なモニタリング項目や環境社会配慮に関する双方の実施項目を定めた R/D の署名を行う。JICA は、R/D と環境社会配慮に関連する情報をウェブサイト上、JICA 図書館と現地事務所で公開する。

3.6.3 モニタリング

1. JICA は、カテゴリ A 及びカテゴリ B に分類された技術協力プロジェクトについては、環境社会配慮を確実に実施しているかを確認するために、重要な環境社会面への影響項目につきモニタリングの結果を相手国政府の実施機関 (C/P) を通じて確認する。また、必要に応じて、相手国政府と協議の上、JICA が自ら調査を実施する。
2. 第三者等から、環境社会配慮が不十分である等の具体的な指摘があった場合には、JICA は、その指摘を相手国政府に伝達するとともに、適切な対応を働きかける。事業実施主体者が対応する際は、透明でアカウンタブルなプロセスにより、指摘事項の精査、対応策の検討、事業計画への反映がなされたことを確認する。
3. 事業実施主体がモニタリングを行う上でその能力が不十分な場合、JICA は技術の習得等の人材育成を含めて、モニタリングに関連する協力を行う。

3.7 フォローアップ

1. 環境影響評価の審査は、開発調査の場合は資金協力機関が、無償資金協力の場合は外務省が担当するが、JICA は、環境社会配慮調査結果を考慮した環境影響評価の手続きを 審査前の段階で 確認するためにフォローアップを行う。
2. JICA は、環境社会配慮調査の結果や提言が、プロジェクトの 環境影響評価、住民移転計画、影響緩和策などに反映されていることを適宜確認し、その結果をウェブサイト上、JICA 図書館と現地事務所で公開する。
3. 協力事業の終了 後予期せぬ環境社会影響が生じたなどの指摘がなされた場合は、JICA は必要な場合は現地調査を実施するなどして、問題を 把握し関係機関に提言を行う。

削除：事業化

削除：の

削除：に努める。

別紙1 相手国政府に求める環境社会配慮の要件

基本的事項

1. プロジェクトを実施するに当たっては、その計画段階で、プロジェクトがもたらす環境や社会への影響について、できる限り早期から、調査・検討を行い、これを回避・最小化するような代替案や緩和策を検討し、その結果をプロジェクト計画に反映しなければならない。
2. このような検討は、環境社会関連の費用・便益のできるだけ定量的な評価に努めるとともに、定性的な評価も加えた形で、プロジェクトの経済的、財政的、制度的、社会的及び技術的分析との密接な調和が図られなければならない。
3. このような環境社会配慮の検討の結果は、代替案や緩和策も含め独立の文書あるいは他の文書の一部として表されていなければならない。特に影響が大きいと思われるプロジェクトについては、環境影響評価報告書が作成されなければならない。
4. 特に影響が重大と思われるプロジェクトや、異論が多いプロジェクトについては、アカウンタビリティを向上させるため、必要に応じ、専門家等からなる委員会を設置し、その意見を求める。

対策の検討

1. プロジェクトによる望ましくない影響を回避し、最小限に抑え、環境社会配慮上より良い案を選択するため、複数の代替案が検討されていなければならない。対策の検討にあたっては、まず、影響の回避を優先的に検討し、これが可能でない場合には影響の最小化・軽減措置を検討することとする。代償措置は、回避措置や最小化・軽減措置をとってもなお影響が避けられない場合に限り検討が行われるものとする。
2. モニタリング、制度の整備など適切な事業実施段階の計画や体制、そのための費用及びその調達方法が計画されていなければならない。

環境社会配慮の対象範囲（検討する影響のスコープ）

1. 環境社会配慮に関して調査・検討すべき影響には、大気、水、土壌、廃棄物、事故、水利用、地球温暖化、生態系及び生物相等を通じた、人間の健康と安全への影響及び自然環境への影響（越境の又は地球規模の環境影響を含む。）並びに以下に列挙するような事項への社会配慮を含む。非自発的住民移転等人口移動、雇用や生計手段等の地域経済、土地利用や地域資源利用、社会関係資本や地域の意思決定機関等社会組織、既存の社会インフラや社会サービス、貧困層や先住民族など社会的に脆弱なグループ、被害と便益の分配や開発プロセスにおける公平性、ジェンダー、子どもの権利、文化遺産、地域における利害の対立、HIV/AIDS等の感染症。
2. 調査・検討すべき影響は、プロジェクトの直接的、即時的な影響のみならず、合理的

と考えられる範囲内で、派生的・二次的な影響、累積的影響も含む。また、プロジェクトのライフサイクルにわたる影響を考慮することが望ましい。

法令、基準、計画等との整合

1. プロジェクトは、プロジェクトの実施地における政府（中央政府及び地方政府を含む）が定めている環境社会配慮に関する法令、基準を遵守しなければならない。また、実施地における政府が定めた環境社会配慮の政策、計画等に沿ったものでなければならない。
2. プロジェクトは、原則として、政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域の外で実施されねばならない（ただし、プロジェクトが、当該指定地区の保護の増進や回復を主たる目的とする場合はこの限りでない）。また、このような指定地域に重大な影響を及ぼすものであってはならない。

社会的合意

1. プロジェクトは、それが計画されている国、地域において社会的に適切な方法で合意が得られるよう十分な調整が図られていなければならない。特に、環境に与える影響が大きいと考えられるプロジェクトについては、プロジェクト計画の代替案を検討するような早期の段階から、情報が公開された上で、地域住民等の現地ステークホルダーとの十分な協議を経て、その結果がプロジェクト内容に反映されていることが必要である。
2. 女性、子ども、老人、貧困層、少数民族等社会的な弱者については、一般に様々な環境影響や社会的影響を受けやすい一方で、社会における意思決定プロセスへのアクセスが弱いことに留意し、適切な配慮がなされていなければならない。

非自発的住民移転

1. 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、あらゆる方法を検討して回避に努めなければならない。このような検討を経ても回避が可能でない場合には、影響を最小化し、損失を補償するために、対象者との合意の上で実効性ある対策が講じられなければならない。
2. 非自発的住民移転及び生計手段の喪失の影響を受ける者に対しては十分な補償及び支援が、プロジェクト実施主体等により適切な時期に与えられなければならない。プロジェクト実施主体は、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できるように努めなければならない。これには、土地や金銭による（土地や資産の損失に対する）損失補償、持続可能な代替生計手段等の支援、移転に要する費用等の支援、移転先でのコミュニティ再建のための支援等が含まれる。
3. 非自発的住民移転及び生計手段の喪失に係る対策の立案、実施、モニタリングには、

影響を受ける人々やコミュニティの適切な参加が促進されていなければならない。

先住民族

プロジェクトが先住民族に影響を及ぼす場合、先住民族に対する国際的な宣言や条約の考え方に沿って、土地及び資源に関する先住民族の諸権利が尊重されるとともに、十分な情報に基づいて先住民族の合意が得られるよう努めなければならない。

モニタリング

1. プロジェクトの実施期間中において、予測が困難であった事態の有無や、事前に計画された緩和策の実施状況及び効果等を把握し、その結果に基づき適切な対策をとることが望ましい。
2. 効果を把握しつつ緩和策を実施すべきプロジェクトなど、十分なモニタリングが適切な環境社会配慮に不可欠であると考えられる場合は、プロジェクト計画にモニタリング計画が含まれていること、及びその計画の実行可能性を確保しなければならない。
3. モニタリング結果は、当該プロジェクトに関わる現地ステークホルダーに公表されていることが望ましい。
4. 第三者等から、環境社会配慮が十分でないなどの具体的な指摘があった場合には、当該プロジェクトに関わるステークホルダーが参加して対策を協議・検討するための場が十分な情報公開のもとに設けられ、問題解決に向けた手順が合意されることが望ましい。

別紙2 一般に影響を及ぼしやすいセクター・特性、影響を受けやすい地域の例示

ここに掲げているセクター・特性、影響を受けやすい地域は、環境や社会への重大で望ましくない影響のある可能性を持つものの例示であり、個別の協力事業をカテゴリ分類する際には、協力事業の内容に応じて2.5に記載されている「カテゴリA」の基準に則って判断されるものである。したがって、ここに例示されたセクター・特性・地域以外であっても環境や社会への重大で望ましくない影響のある可能性を持つものは「カテゴリA」に分類される。

1. 影響を及ぼしやすいセクター

以下に示すセクターのうち大規模なもの。

- (1) 鉱業開発
- (2) 工業開発
- (3) 火力発電（地熱含む）
- (4) 水力発電、ダム、貯水池
- (5) 河川・砂防
- (6) 送変電・配電
- (7) 道路、鉄道、橋梁
- (8) 空港
- (9) 港湾
- (10) 上水道、下水・廃水処理
- (11) 廃棄物処理・処分
- (12) 農業（大規模な開墾、灌漑を伴うもの）
- (13) 林業
- (14) 水産業
- (15) 観光

書式変更：インデント：最
初の行： 0.5 字

2. 影響を及ぼしやすい特性

- (1) 大規模非自発的住民移転
- (2) 大規模地下水揚水
- (3) 大規模な埋め立て、土地造成、開墾
- (4) 大規模な森林伐採

3. 影響を受けやすい地域

以下の地域又はその周辺

(1) 国立公園、国指定の保護対象地域（国指定の海岸地域、湿地、少数民族・先住民のための地域、文化遺産等）[及びそれに準じる地域](#)

(2) 国または地域にとって慎重な配慮が必要と思われる地域

<自然環境>

- ・原生林、熱帯の自然林
- ・生態学的に重要な生息地（珊瑚礁、マングローブ湿地、干潟等）
- ・国内法、国際条約等において保護が必要とされる貴重種の生息地
- ・大規模な塩類集積あるいは土壌浸食の発生する恐れのある地域
- ・砂漠化傾向の著しい地域

<社会環境>

- ・考古学的、歴史的、文化的に固有の価値を有する地域
- ・少数民族あるいは先住民民族、伝統的な生活様式を持つ遊牧民の人々の生活区域、もしくは特別な社会的価値のある地域

別紙3 スクリーニング様式

案件名：

事業実施機関：

記入責任者の氏名、所属・役職名、組織名、連絡先

名前：

所属・役職名：

組織名：

TEL：

FAX：

E-Mail：

記入日：

署名：

チェック項目

項目 1. プロジェクトサイトの所在地

項目 2. プロジェクトの内容

2-1 以下に掲げるセクターに該当するプロジェクトですか。

☐ YES ☐ NO

YES の場合、該当するセクターをマークしてください。

☐ 鉱業開発☐ 工業開発☐ 火力発電(地熱含む)☐ 水力発電、ダム、貯水池☐ 河川・砂防☐ 送变电・配電☐ 道路、鉄道、橋梁☐ 空港☐ 港湾☐ 上水道、下水・廃水処理☐ 廃棄物処理・処分☐ 農業(大規模な開墾、灌漑を伴うもの)☐ 林業☐ 水産業☐ 観光

2-2 プロジェクトにおいて以下に示す要素が予定想定されていますか。

☐ YES ☐ NO

YES の場合、該当するものをマークしてください。

☐ 大規模非自発的住民移転 (規模: 家族 人)☐ 大規模地下水揚水 (規模: m³/年)☐ 大規模埋立、土地造成、開墾 (規模: ha)☐ 大規模森林伐採 (規模: ha)

削除: 質問 1. プロジェクトサイトの住所

質問 2. プロジェクトの内容

質問 3. プロジェクトは、新規に開始するものですか、既の実施しているものですか? 既の実施しているものの場合、現地住民より強い苦情等を受けたことがありますか?

☐ 新規 ☐ 既往(苦情あり) ☐ 既往(苦情なし) ☐ その他 ()

質問 4. プロジェクトに関して、環境影響評価(EIA、IEE 等)は制度上必要ですか? 必要な場合、実施または計画されていますか?

要(☐ 実施済み、☐ 実施中、☐ 計画中、☐ 計画なし) ☐ 不要 ☐ その他

(法律またはガイドラインの名称:)

質問 5. 事業対象地内または周辺域に以下に示す「影響を受けやすい地域」がありますか?

☐ YES ☐ NO

YES の場合、該当するものをマークしてください。 ()

書式変更: インデント: 左: 14.8 mm

書式変更: 模様: なし

書式変更: 下線, 模様: なし

書式変更: 模様: なし

書式変更: 模様: なし

2-3 プロジェクト概要(プロジェクトの規模、内容)2-4 どのようにしてプロジェクトの必要性を確認しましたか。プロジェクトは上位計画と整合性がありますか。☐ YES : 上位計画名を記載してください。

(_____)

☐ NO書式変更 : インデント : 左 :
18.5 mm書式変更 : インデント : 左 :
18.5 mm, タブ : 39.15 字, 左
揃え書式変更 : インデント : 左 :
18.5 mm2-5 要請前に代替案を検討しましたか。☐ YES : 検討した代替案の内容を記載してください。

(_____)

☐ NO書式変更 : インデント : 左 :
5.4 字2-6 要請前に必要性確認のためのステークホルダー協議を実施しましたか。☐ 実施済み ☐ 実施していない実施済の場合は該当するステークホルダーをチェックしてください。☐ 関係省庁☐ 地域住民☐ NGO☐ その他 (_____)書式変更 : インデント : 最
初の行 : 2 字書式変更 : インデント : 左 :
0 mm, ぶら下げインデント : 4
字, 最初の行 : -4 字

項目 3. プロジェクトは、新規に開始するものですか、既に実施しているものですか。既に実施しているものの場合、現地住民より強い苦情等を受けたことがありますか。

☐新規 ☐既往(苦情あり) ☐既往(苦情なし)

☐その他：()

項目 4. 環境影響評価の法律またはガイドラインの名称

()

書式変更：インデント：ぶ
ら下げインデント： 3.9 字、
左 0 字、最初の行： -3.9 字

プロジェクトに関して、環境影響評価(EIA、IEE 等)は貴国の制度上必要ですか。

☐ 必要 ☐ 不要

書式変更：箇条書きと段落番号

書式変更：インデント：左：
14.8 mm

必要な場合、以下の該当する箇所をチェックしてください

☐IEE のみ必要 (☐実施済み、☐実施中、☐実施予定)

☐IEE と EIA の両方が必要 (☐実施済み、☐実施中、☐実施予定)

☐EIA のみ必要 (☐実施済み、☐実施中、☐実施予定)

☐その他：以下に記入してください。

()

書式変更：タブ： 17.55 字、
左揃え

書式変更：インデント：左：
14.8 mm、タブ： 17.55 字、左
揃え

項目 5. 環境影響評価が既に実施されている場合、環境影響評価は環境影響評価制度に基づき審査・承認を受けていますか。既に承認されている場合、承認年月日、承認機関について記載してください。

☐承認済み(附帯条件なし) ☐承認済み(附帯条件あり) ☐審査中

(承認年月日： 承認機関：)

☐ 手続きを開始していない

☐ その他 ()

書式変更：箇条書きと段落番号

項目 6. 環境影響評価以外の環境や社会面に関する許認可が必要な場合、その許認可名を記載してください。

☐取得済み ☐取得必要だが未取得

許認可名：()

☐ 取得不要

☐ その他 ()

書式変更：箇条書きと段落番号

項目 7. 事業対象地内または周辺域に以下に示す地域がありますか。

☐YES ☐NO ☐分からない

YES の場合、該当するものをマークしてください。

☐国立公園、国指定の保護対象地域(国指定の海岸地域、湿地、少数民族・先住民族のための地域、文化遺産等)及びそれに準じる地域

☐原生林、熱帯の自然林

☐生態学的に重要な生息地(サンゴ礁、マングローブ湿地、干潟等)

☐国内法、国際条約等において保護が必要とされる貴重種の生息地

☐大規模な塩類集積あるいは土壌浸食の発生する恐れのある地域

☐砂漠化傾向の著しい地域

☐考古学的、歴史的、文化的に固有の価値を有する地域

☐少数民族あるいは先住民族、伝統的な生活様式を持つ遊牧民の人々の生活区域、もしくは特別な社会的価値のある地域

項目 8. プロジェクトは環境社会影響を及ぼしますか可能性がありますか。

☐YES ☐NO ☐分からない

理由：

項目 9. 関係する主要な環境社会影響をマークし、その概要を説明してください。

- | | |
|---------------------------------|---|
| ☐ 大気汚染 | ☐ 非自発的住民移転 |
| ☐ 水質汚濁 | ☐ 雇用や生計手段等の地域経済 |
| ☐ 土壌汚染 | ☐ 土地利用や地域資源利用 |
| ☐ 廃棄物 | ☐ 社会関係資本や地域の意思決定機関等の
社会組織 |
| ☐ 騒音・振動 | ☐ 既存の社会インフラや社会サービス |
| ☐ 地盤沈下 | ☐ 貧困層・先住民族・少数民族 |
| ☐ 悪臭 | ☐ 被害と便益の偏在 |
| ☐ 地形・地質 | ☐ 地域内の利害対立 |
| ☐ 底質 | ☐ ジェンダー |
| ☐ 生物・生態系 | ☐ 子どもの権利 |
| ☐ 水利用 | ☐ 文化遺産 |
| ☐ 事故 | ☐ HIV/AIDS 等の感染症 |
| ☐ 地球温暖化 | ☐ その他 () |

書式変更：インデント：左：
0 mm, 最初の行：0 字

書式変更：インデント：左：
0 mm, 最初の行：0 字

関係する環境社会影響の概要：

[

書式変更

書式変更：インデント：左：2
字

書式変更：インデント：左：
0 mm, 最初の行：0 字

項目 10. 情報公開と現地ステークホルダーとの協議

10-1 環境社会配慮が必要な場合、JICA 環境社会配慮ガイドラインに従って情報公開や現地ス
テークホルダーとの協議を行うことに同意しますか。

☐YES ☐NO

書式変更：インデント：左：
0 mm, ぶら下げインデント：5
字

書式変更：インデント：ぶ
ら下げインデント：2 字, 左
2 字, 最初の行：-2 字

書式変更：インデント：左：
4.05 字

10-2 NO の場合、その理由は何ですか？

[

書式変更：インデント：左
2.09 字

書式変更：インデント：最
初の行：2 字

削除：3/31

別紙4 カテゴリA案件のための環境影響評価報告書

環境影響調査報告書の範囲及び詳細さのレベルは、そのプロジェクトが与える影響に応じて決まるべきもの。環境影響調査報告書には以下の項目が含まれるべきである（順不同）。

1. 概要

重要な結果と推奨される行動について、簡潔に述べる。

2. 政策的、法的、及び行政的枠組み

環境影響評価報告書が実施される際の政策的、法的、及び行政的枠組みを述べる。

3. 案件の記述

提出案件、及びその地理的、生態学的、社会的、時間的背景を簡潔に記述する。プロジェクトサイト外で必要となり得る資材（例：パイプライン、アクセス道路、発電所、給水設備、住宅、原材料及び製品保管施設等）についての記述も全て含まれる。住民移転計画又は社会開発計画の必要性を明らかにする。通常、プロジェクトの地域とプロジェクトが与える影響範囲を示す地図を含む。

4. 基本情報

調査地域の特性を評価し、関連する物理的、生物学的、また社会経済的条件を記述する。プロジェクトが開始する前から予期されている変化も記述に含む。またプロジェクト地域内での、しかしプロジェクトとは直接関係のない、現在進行中及び提案中の開発行為も考慮に入れる。ここで与えられる情報はプロジェクトの立地、設計、運営及び緩和策に関する決定に関わるものであるべきである。数値の正確さ、信頼度及び情報源についても、この節に記される。

5. 環境への影響

プロジェクトが与える正及び負の影響を、可能な範囲で定量的に予測・評価する。緩和策及び緩和不可能な負の環境影響全てを特定する。環境を向上させる機会を探る。入手可能な情報の範囲並びにその質、重要な情報の欠落及び予測値に伴う不確実性を認知、評価する。また、更なる配慮を要しない事項を特定する。

6. 代替案の分析

プロジェクトの立地、技術、設計、運営についての有効な代替案（「プロジェクトを実施しない」案を含む）を、それぞれの代替案が環境に与える影響、その影響の緩和可能性、初期及び経常経費、地域状況への適合性、及び必要となる制度整備・研修・モニタリングの観点から、系統的に比較する。それぞれの代替案について、環境影響を可能な範囲で定量化し、可能な場合は経済評価を付す。特定のプロジェクト設計案を選択する根拠を明記し、望ましい排出レベル及び汚染防止・削減策の正当性を示す。

7. 環境管理計画

環境や社会に与える負の影響を排除、相殺、または許容水準まで削減するためにプロジェクトの実施・運営期間中に取られる一連の緩和策、モニタリング及び制度の強化を扱う。

8. 協議

協議会の記録。影響を受ける人々、地元の非政府組織（NGOs）、及び規制当局が情報を与えら

書式変更：インデント：左：1.9 字、最初の行：1 字

書式変更：インデント：左：0.9 字

書式変更：インデント：左：1.9 字、最初の行：1 字

書式変更：インデント：左：1.9 字

書式変更：インデント：左：0.9 字

書式変更：インデント：左：1.9 字、最初の行：1 字

書式変更：インデント：左：1.9 字

書式変更：インデント：左：1 字

書式変更：インデント：左：1.9 字、最初の行：1 字

書式変更：インデント：左：1.9 字

書式変更：インデント：左：0.9 字

書式変更：インデント：左：1.9 字、最初の行：1 字

書式変更：インデント：左：1.9 字

書式変更：インデント：左：1.9 字

書式変更：インデント：左：1 字

書式変更：インデント：左：1.9 字、最初の行：1 字

書式変更：インデント：左：1.9 字

書式変更：インデント：左：1.9 字

書式変更：インデント：左：0.9 字

書式変更：インデント：左：1.9 字、最初の行：1 字

書式変更：インデント：左：1.9 字

書式変更：インデント：左：0.9 字

書式変更：インデント：左：1.9 字、最初の行：1 字

書式変更：インデント：左：1.9 字

書式変更：インデント：左：0.9 字

書式変更：インデント：左：1.9 字、最初の行：1 字

削除：3/31

れた上で有する見解を得るために行われた協議の記録も含む。

注) 世界銀行 Operational Policy 4.01(OP4.01)Annex Bに基づき作成

書式変更：インデント：左：
1.9 字

ページ 5: [1] 削除	国際協力事業団	2004/02/19 午前 11 時 36 分
---------------	---------	-------------------------

環境問題に対して地球上の人々の関心が高まる中で、1992 年の環境と開発に関するリオ宣言は、第 17 原則において、「環境影響評価は、環境に重大な悪影響を及ぼすかもしれず、かつ権限のある国家機関の決定に服す活動に対して、国の手段として実施されなければならない」と宣言している。

アジェンダ 2 1 は、その 9.12(b) で、各国政府は持続可能な開発に向けたエネルギー、環境、経済を統合した政策決定を行うための適切な方法論（特に環境影響評価を用いた方法論）の各国における開発を促進することを提案している。

世界人権宣言は、人権及び自由を尊重し確保するために、すべての人民とすべての国が達成すべき共通の基準を定めている。

ページ 5: [2] 削除	上條哲也	2004/02/12 午前 12 時 38 分
---------------	------	-------------------------

ODA の実施にあたって、開発途上国の環境や社会面に与える影響などに十分注意を払うことを基本方針として

ページ 5: [3] 削除	国際協力事業団	2004/02/19 午前 11 時 47 分
---------------	---------	-------------------------

ODA の実施にあたっては、1985 年に OECD が「開発援助プロジェクト及びプログラムに係る環境アセスメントに関する理事会勧告」を

ページ 5: [4] 削除	国際協力事業団	2004/02/19 午前 11 時 47 分
---------------	---------	-------------------------

て以来、世界銀行などの多国間援助機関や主要な二国間援助機関が環境配慮のガイドライン作成と運用を行っている。

JICA は、1988 年の第一次環境分野別援助研究会の提言に基づき、1990 年から「環境配慮ガイドライン」を導入し、環境と地域社会に影響を及ぼす開発調査の実施にあたっては、事前調査の際にスクリーニングとスコーピングを行ってきた。他方、円借款を担当する海外経済協力基金(OECF)は、1989 年に環境配慮のための OECF ガイドラインを導入した。その後、OECF は日本輸出入銀行と統合し、国際協力銀行(JBIC)となった。JBIC は、2002 年には「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」を定め、環境社会配慮の強化を進めている。

ページ 5: [5] 削除	国際協力事業団	2004/02/19 午前 11 時 48 分
---------------	---------	-------------------------

合意形成に向け協議の円滑な運営に最大限の協力が

ページ 5: [6] 挿入	上條哲也	2004/02/12 午前 12 時 39 分
---------------	------	-------------------------

合意形成に向け協議の円滑な運営に最大限の協力が

おそれのあるプロジェクトが

質問 1. プロジェクトサイトの住所

質問 2. プロジェクトの内容

質問 3. プロジェクトは、新規に開始するものですか、既の実施しているものですか？既
に実施しているものの場合、現地住民より強い苦情等を受けたことがあります
か？

☐新規 ☐既往(苦情あり) ☐既往(苦情なし) ☐その他 ()

質問 4. プロジェクトに関して、環境影響評価(EIA、IEE 等)は制度上必要ですか？必要な
場合、実施または計画されていますか？

要(☐実施済み、☐実施中、☐計画中、☐計画なし) ☐不要 ☐その他
(法律またはガイドラインの名称:)

質問 5. 事業対象地内または周辺域に以下に示す「影響を受けやすい地域がありますか？

☐YES ☐NO

YES の場合、該当するものをマークしてください。

☐国立公園、国指定の保護対象地域(国指定の海岸地域、湿地、少数民族・先住民族
のための地域、文化遺産等)

☐原生林、熱帯の自然林

☐生態学的に重要な生息地(サンゴ礁、マングローブ湿地、干潟等)

☐国内法、国際条約等において保護が必要とされる貴重種の生息地

☐大規模な塩類集積あるいは土壌浸食の発生する恐れのある地域

☐砂漠化傾向の著しい地域

☐考古学的、歴史的、文化的に固有の価値を有する地域

☐少数民族あるいは先住民族、伝統的な生活様式を持つ遊牧民の人々の生活区域、
もしくは特別な社会的価値のある地域

質問 6. プロジェクトは環境社会影響を及ぼしますか？

☐YES ☐NO

理由:

質問 5 と質問 6 が NO の場合、以降の質問に答えていただく必要はありません。その他の場合は、以降の質問にお答えください。

質問 7. 緊急性の高いプロジェクトに該当しますか？

☐YES ☐NO

理由：

質問 8. 以下に掲げるセクターに該当するプロジェクトですか？

☐YES ☐NO

YES の場合、該当するセクターをマークしてください。

- ☐ 鉱業開発
- ☐ 工業開発
- ☐ 火力発電(地熱含む)
- ☐ 水力発電、ダム、貯水池
- ☐ 河川・砂防
- ☐ 送変電・配電
- ☐ 道路、鉄道、橋梁
- ☐ 空港
- ☐ 港湾
- ☐ 上水道、下水・廃水処理
- ☐ 廃棄物処理・処分
- ☐ 農業(大規模な開墾、灌漑を伴うもの)
- ☐ 林業
- ☐ 観光

質問 9. 関係する環境社会影響をマークしてください。

- ☐ 大気汚染
- ☐ 水質汚濁
- ☐ 土壌汚染
- ☐ 廃棄物
- ☐ 騒音・振動
- ☐ 地盤沈下
- ☐ 悪臭

- ☐底質
- ☐生物・生態系
- ☐水利用
- ☐事故
- ☐温室効果ガス
- ☐地形・地質
- ☐非自発的住民移転
- ☐雇用や生計手段等の地域経済
- ☐土地利用や地域資源利用
- ☐社会関係資本や地域の意思決定機関等の社会組織
- ☐既存の社会インフラや社会サービス
- ☐貧困層・先住民族・少数民族
- ☐被害と便益の分配や開発プロセスにおける公平性
- ☐ジェンダー
- ☐子どもの権利
- ☐文化遺産
- ☐地域における利害の対立
- ☐HIV/AIDS 等の感染症

質問 10. プロジェクトにおいて以下に示す要素が予定されていますか？

☐YES ☐NO

YES の場合、該当するものをマークしてください。

- ☐非自発的住民移転 (規模: 人)
- ☐地下水揚水 (規模: m³/年)
- ☐埋立、土地造成、開墾 (規模: ha)
- ☐森林伐採 (規模: ha)

質問 11. 環境影響評価が既に実施されている場合、環境影響評価は環境影響評価制度に基づき審査・承認を受けていますか？既に承認されている場合、承認年月日、承認機関について記載してください。

承認済み(附帯条件なし) ☐承認済み(附帯条件あり) ☐審査中

☐手続きを開始していない ☐その他 ()

(承認年月日: 承認機関:)

質問 12. 環境影響評価以外の環境や社会面に関する許認可が必要な場合、その許認可名

を記載してください。

☐取得済み ☐取得必要だが未取得 ☐取得不要 ☐その他 ()

(許認可名：)

質問 13. 環境社会配慮が必要な場合、ステークホルダーへの情報提供や協議を行うことは可能ですか？

☐ YES ☐ NO

質問 14. 環境社会配慮が必要な場合、JICA が要請書を情報公開することは可能ですか？

☐ YES ☐ NO

質問 15. プロジェクトの規模（概略開発面積、施設面積、生産量、発電量、距離等）について記入してください。